

## 第 9 号議案

府中市立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 17 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うものであります。

## 府中市立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

府中市立心身障害者福祉センター条例（昭和57年3月府中市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号ア及び第2号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改め、同項第3号ア中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第4号ア中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

府中市立心身障害者福祉センター条例新旧対照（抜粋）

（\_\_\_\_\_は、改正部分）

新	旧
<p>(使用料等)</p> <p>第10条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>ア 法第5条第12項に規定する自立訓練に通常要する費用について法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した額」という。）（その額が現に機能訓練に要した費用（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この項において「施行規則」という。）第25条第6号に規定する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練に要した費用の額）の100分の10に相当する額。ただし、当該相当する額が、当該事業を利用する者が法第5条第12項に規定する自立訓練に係る法第29条の規定による訓練等給付費の支給を受けるものとみなした場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令</p>	<p>(使用料等)</p> <p>第10条 省 略</p> <p>2 省 略</p> <p>3 省 略</p> <p>(1) 省 略</p> <p>ア 法第5条第12項に規定する自立訓練に通常要する費用について法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（以下この項において「<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した額」という。）（その額が現に機能訓練に要した費用（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この項において「施行規則」という。）第25条第6号に規定する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に機能訓練に要した費用の額）の100分の10に相当する額。ただし、当該相当する額が、当該事業を利用する者が法第5条第12項に規定する自立訓練に係る法第29条の規定による訓練等給付費の支給を受けるものとみなした場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18</p>

新

第10号)第17条に規定する負担上限月額(この項において「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該負担上限月額

イ 省 略

(2) 省 略

ア 生活介護に通常要する費用について主務大臣が定める基準により算定した額(その額が現に生活介護に要した費用(施行規則第25条第2号に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した費用の額)に相当する額

イ 省 略

(3) 省 略

ア 児童発達支援に通常要する費用について児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援に要した費用(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の2第1号に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額)に相当する額

イ 省 略

旧

年政令第10号)第17条に規定する負担上限月額(以下この項において「負担上限月額」という。)を超えるときは、当該負担上限月額

イ 省 略

(2) 省 略

ア 生活介護に通常要する費用について厚生労働大臣が定める基準により算定した額(その額が現に生活介護に要した費用(施行規則第25条第2号に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に生活介護に要した費用の額)に相当する額

イ 省 略

(3) 省 略

ア 児童発達支援に通常要する費用について児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に児童発達支援に要した費用(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の2第1号に規定する費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に児童発達支援に要した費用の額)に相当する額

イ 省 略

新

旧

(4) 省 略

ア 法第5条第8項に規定する短期入所に通常要する費用について主務大臣が定める基準により算定した額（その額が現に緊急一時入所に要した費用（施行規則第25条第3号に規定する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に緊急一時入所に要した費用の額）の100分の10に相当する額。ただし、当該相当する額が、当該事業を利用する者が法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条の規定による介護給付費の支給を受けるものとみなした場合における負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額（当該事業を利用する者が同一の月に第3条第1号に規定する事業を利用するときは、当該負担上限月額から第1号アに規定する額を差し引いた額）

イ 省 略

4 省 略

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(4) 省 略

ア 法第5条第8項に規定する短期入所に通常要する費用について厚生労働大臣が定める基準により算定した額（その額が現に緊急一時入所に要した費用（施行規則第25条第3号に規定する費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に緊急一時入所に要した費用の額）の100分の10に相当する額。ただし、当該相当する額が、当該事業を利用する者が法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条の規定による介護給付費の支給を受けるものとみなした場合における負担上限月額を超えるときは、当該負担上限月額（当該事業を利用する者が同一の月に第3条第1号に規定する事業を利用するときは、当該負担上限月額から第1号アに規定する額を差し引いた額）

イ 省 略

4 省 略